

月刊

# 地域保健

●特集

## 発達障害の 早期発見と早期支援



●CBPRとは何か  
パートナーシップはCBPRの重要な鍵

●フォーカス  
文京区の介護予防と小規模多機能施設  
「ユアハウス弥生」

●FACE2007  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室  
保健指導専門官  
来生奈巳子さん

2007. **3**



虐待予防は子育て支援。

お母さんの気持ちに

余裕を持たせるような働きかけを。

来生奈巴子さん

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室保健指導専門官

絶えない児童虐待事件が連日のように報道されています。厚生労働省では、1月23日に児童相談所の対応を徹底すべく児童相談所運営指針の改正等を盛り込んだ通知を发出、虐待防止対策のさらなる強化を図っています。同省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室の来生専門官に今回の通知を中心として、これからの虐待防止対策についてお話をうかがいました。



きすぎ・なみこ  
聖路加看護大学を卒業後、聖路加国際病院小児病棟に勤務。日本赤十字看護大学大学院修士課程、兵庫県立看護大学助手を経て、2002年4月に厚生労働省入省。医政局看護課、同総務課医療安全推進室を経て06年1月より現職。「何でも楽しもう」がモットー。

## 児童相談所の対応を強化

—最近の児童虐待の傾向はどうなっていますか？

**来生** 平成12年に虐待防止法が施行された当時の相談件数は1万件ほどでした。それが平成17年度には3万4472件に増えていきますから、虐待の相談件数は急増しています。ただし、それは実際の発生件数の増加とイコールではありません。児童虐待防止法の施行や、世の中に児童虐待の存在が周知されてきたため、本人からの相談や周囲から

の通告が増え、潜在していたものが明るみに出てきたという面もあります。

虐待のタイプについては、以前はネグレクトのような、はっきりするまでに時間がかかるものについては、なかなか理解が進んでいませんでしたので、通告・相談は非常に少ない状況でした。最近では、ネグレクトの通告や相談が増えてきて、身体的虐待とネグレクトの差がそれほどではなくなり、ほぼ同じくらいの割合になっている地域もあります。

—1月23日に发出された「児童虐待防止対策の強化について」という通知の

説明をお願いします。

**来生** 今回は、「児童相談所運営指針等の改正」を中心として通知を出しましたが、この通知を发出した一番のきっかけとなったのは、昨年10月に発生した京都府長岡京市で起きたネグレクトによる死亡事件です。3歳の男の子が7kgで亡くなるという事件でしたが、そこで問題視されたのは、児童相談所の通告に対する対応が十分ではなかったということでした。これをまず見直すために、当たり前のことですが、虐待に関する情報で個人を特定できるものはすべて虐待通告として受理する

p8 発達障害者支援について

山本圭子 (厚生労働省社会・援護局障害者保健福祉部精神・障害保健課課長補佐)

p16 軽度発達障害の基礎の基礎

田中康雄 (北海道大学大学院教育学研究科附属子ども発達臨床研究センター教授)

p24 発達障害のICDによる診断基準

p30 ADHDを個性の1つに

高山 恵子 (NPO法人えじそんくらぶ代表)  
川崎由紀子 (NPO法人えじそんくらぶ理事)

p34 早期発見・早期ケアの実際

影山竜子 (わかくさ保育園主任保育士)

p48 保健師のチームワークで母子支援

成中政子さんほか (東京都世田谷区烏山総合支所 保健師)

p56 障害児とお母さんをサポート

松岡幸枝さんほか (仙台市発達相談支援センター「アーチル」)

p64 就学前の5歳児健診

笹谷志げ子さん (長野県駒ヶ根市子ども課)

最近あちらこちらで、発達障害のシンポジウムが開かれ、講演などが行われています。それもそのはず。現在、発達障害の子は、小学校のクラスにおよそ6%程度いるといわれています。

乳幼児健診時や3歳児健診等の早い段階で発見され、その時点から療育につなげることができれば、発達障害児やそのご両親は環境のいい状態で日常を生活していくことができます。しかし個性とも受け取れる面や早期時点で診断名をつけられることに拒否感を持つ親御さんもいるため、早い段階で発見することは、難しい一面も。

発達障害について理解を深めていきましょう。

特集

発達障害の  
早期発見・早期支援

illustration : yuko matsuki

# 発達障害者 支援について



厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課課長補佐

山本圭子

やまもと・けいこ / 山口大学医学部  
卒業。日本産科婦人科学会産婦人科  
専門医。平成16年厚生労働省入省。  
18年9月より現職。

自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害は、これまで既存の障害者制度の谷間に置かれ、その発見や対応は遅れがちでした。自閉症の早期発達支援、アスペルガー症候群の就労支援、学習障害や注意欠陥多動性障害の家庭や学校等における発達支援等、それぞれの障害特性やライフステージに応じた発達支援が必要であり、発達障害者の生活全般にわたる支援を図り、福祉の増進に寄与することを目的として発達障害者支援法が平成16年に成立しました。この法律では、発達障害の定義、発達障害者に対するライフステージを通した一貫した支援や関係機関の連携の必要性等が示され、発達障害者支援のための体制整備が進められることとなりました。今後、発達障害者の障害特性を踏まえ、ライフステージに応じた発達支援の充実が期待されています。本稿では、発達障害者

支援法の概要、厚生労働省における発達障害者支援の取組等を簡単に紹介させていただきます。

1

## 発達障害者支援法

発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とした発達障害者支援法（平成16年法律第167号）は16年12月3日に成立し、16年12月10日に公布、17年4月1日に施行されました。

● 主な内容

(1) 発達障害の定義

発達障害者支援法における「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに

図1 発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

就学前 (乳幼児期)	就学中 (学童期等)	就学後 (青壮年期)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○早期の発達支援</li> <li>○乳幼児健診等による早期発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学时健康診断における発見</li> <li>○適切な教育的支援・支援体制の整備</li> <li>○放課後児童健全育成事業の利用</li> <li>○専門的発達支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保</li> <li>○地域での生活支援</li> <li>○発達障害者の権利擁護</li> </ul>
発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保（都道府県）		
専門的知識を有する人材確保 調査研究（国）		